

課外活動団体・サークル所属学生 各位

奈良女子大学 理事（教育・学生担当）

課外活動の段階的再開について

本年6月から「課外活動の計画的フェーズ緩和」について新型コロナ対策本部会議等で議論を重ね検討してきました。検討の結果、新型コロナウイルスの感染についてはまだまだ予断の許せない状況ではありますが、別紙1「新しい生活様式」の実践例に基づき、感染防止対策に厳重な配慮をすることを前提に、別紙2「課外活動再開指針」を策定し、段階的に再開することになりました。

そのため、まず、10月1日より、以下の①、②、③を全て満たす活動内容に限って許可申請を受付ます。

- ① 1日2時間以内で少人数（目安6名）での屋外での活動
- ② 顧問が指導・助言できる日程のみの活動
- ③ 学内者のみの活動とし、学外者との活動は禁止

つきましては、近日中に「令和2年度サークル活動の現況等調査票」を各団体・サークルに送付します。別紙2「課外活動再開指針」に十分留意し、「各競技団体・連盟のガイドライン」を各団体のHP等で参照の上、それぞれの種目等の特性を鑑み、活動の内容を精査し、十分に感染防止対策を講じた計画を立て、様式に必要事項を記入し、学生生活課にメールと紙で提出してください。理事（教育・学生担当）がその都度、内容を審査し、結果を連絡します。審査は数日かかります。

なお、すでに公的な対外試合・発表会等の実施日程が公開されている競技等への参加を希望する場合に限り、顧問が安全性を確認の上、責任をもって感染拡大防止措置を講じることを前提に、顧問の判断で、その制限を上記①、②、③より緩和した活動内容について、上記の開始日（10月1日）に先立って申請することを認めます。その場合は、事前に顧問から学生生活課へ緩和内容等についてメールで許可申請するようにしてください（seikatsukakari@jimu.nara-wu.ac.jp）。理事（教育・学生担当）がその都度、内容を審査し、結果を連絡します。

また、活動が認められた場合でも、大学基準を超える活動は大学として推奨しないので、対外試合・発表会等参加に係る交通費補助の対象外とします。

【注1】 遵守事項を守っていないと判断した団体には、活動の停止を命じることがあります。

【注2】 学生の皆さんから感染者やクラスターが発生した場合、すべての課外活動が一定期間停止することもありますので、感染を拡大させないよう自覚をもって行動してください。

【注3】 活動の参加に関しては、強制するものではなく、個人や保護者の意思を尊重してください。

※情勢は常に変化していますので、本学HPの新着情報「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」を確認するなど、最新情報に注意を払うようにしてください。

本件問い合わせ先：学生生活課学生生活係（TEL:0742-20-3244）